

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【規則】

- 調理師法施行細則の一部を改正する規則
- 肥料取締法施行細則及び岡山県事務処理規則の一部を改正する規則
(以上県例規集登載)

生活衛生課

農産課

【告示】

- 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正
(県例規集登載)

〃

- 道路の区域変更
(県例規集登載)

道路整備課

【公告】

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
〃
〃
〃

建築指導課

- 〃
- 〃
- 〃

〃

◎岡山県規則第七十三号

調理師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和三十四年岡山県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

様式第四号中

氏名		
----	--	--

を

氏名		
旧姓・通称名 (希望する場合)		
性別	男・女	男・女

「(注) 収入証紙には、消印をしないこと。」を

「(注) 1 収入証紙には、消印をしないこと。

2 旧姓又は通称名の併記を希望する場合には、旧姓
又は通称名のいずれかを○で囲み、記入すること。」

様式第六号中

氏名	
----	--

を

氏名	
旧姓・通称名 (希望する場合)	

「 (注) 収入証紙には、消印をしないこと。 」を

「 (注) 1 収入証紙には、消印をしないこと。

2 旧姓又は通称名の併記を希望する場合には、旧姓 に改める。
又は通称名のいずれかを○で囲み、記入すること。」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正前の調理師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第七十四号

肥料取締法施行細則及び岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

肥料取締法施行細則及び岡山県事務処理規則の一部を改正する規則
(肥料取締法施行細則の一部改正)

第一条 肥料取締法施行細則(昭和二十五年岡山県規則第八十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則

第二条中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

第三条第一項中「第二十二条の規定による」を「第二十二条第一項の」に改める。

第四条中「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改める。

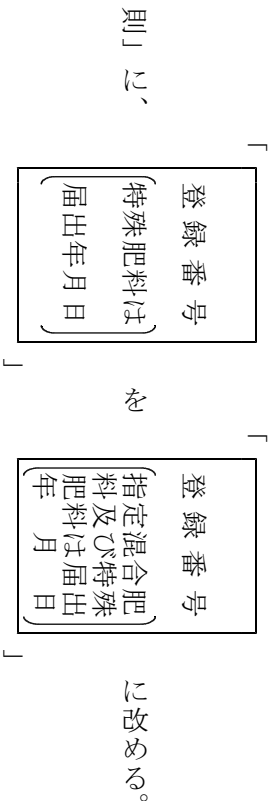
第五条中「肥料取締法施行令」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行令」に、

「第四条」を「第七条」に改める。

第六条中「同条第二項」を「同条第三項」に、「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改める。

様式第一号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

様式第二号中「肥料取締法施行細則」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行細



様式第四号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

(岡山県事務処理規則の一部改正)

第二条 岡山県事務処理規則(昭和四十四年岡山県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三農産課の部4の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」

令和2年11月10日 岡山県公報 第12243号

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の肥料取締法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。

令和2年11月10日 岡山県公報 第12243号

◎岡山県告示第五百七十四号

許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

令和二年十一月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表農林水産部の部農産課の項1から3までの規定中「消費増進券」を「消費の促進
の消費増進券」に改める。

附 則

この告示は、令和二年十二月一日から施行する。

令和2年11月10日 岡山県公報 第12243号

◎岡山県告示第五百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年十一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 備前柵原自転車道線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
和気郡和気町矢田字横道東五三三番一地 先から	新	五・五〇 六・〇〇	三八〇・〇
和気郡和気町矢田字横道東五三三番一地 先から	旧	八・五〇 一三・〇〇	三〇〇・〇
和気郡和気町矢田字沼田六一一番三地先 を経て 和気郡和気町矢田字長円七一〇番七地先 まで			

令和2年11月10日 岡山県公報 第12243号

〔五〇四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字水落ノ上八七七―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区横井上一六〇九―二フローレンスA二〇二号室

藤田 正敏

三 許可番号

岡山県指令建指第一四六号

令和2年11月10日 岡山県公報 第12243号

〔五〇五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市黒尾字壺町田九七一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市真備町箭田四一五五―八

前原 健治

総社市井尻野一三五五―一

前原 利行

前原有加里

三 許可番号

岡山県指令建指第一八九号

令和2年11月10日 岡山県公報 第12243号

〔五〇六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三輪字挟堤一八四―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区庭瀬一二五―二プレステージ庭瀬一〇三

中原 崇宏

三 許可番号

岡山県指令建指第一八三号